

2003年4月21日

2003年5月1日から東急線の全駅を終日禁煙とします

「健康増進法」の施行に伴い、受動喫煙の防止に取り組みます

東京急行電鉄株式会社

東京急行電鉄(社長:上條清文、本社:東京都渋谷区)では、2003年5月1日(木)から、東急線の全駅を終日禁煙とします。

これまで当社では、地下区間の駅や乗降客の多い駅などは終日禁煙とし、その他の駅については喫煙コーナーを設置し分煙を図るとともに、ラッシュ時間帯は全面禁煙をお願いしてきました。

しかし駅での喫煙については、「全面禁煙にしてほしい」、「禁煙時間を徹底してほしい」など、お客さまからのご意見・ご要望が増えてきていることや、5月1日から施行される「健康増進法」において、多数の方が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙の防止措置を講ずる努力義務が規定されたことなどから、今回、全駅を終日禁煙とすることとしました。

今後、5月1日から各駅に設置してある灰皿を撤去するとともに、ポスターや車内放送などにより、お客さまに終日禁煙へのご協力をお願いしていく予定です。

全駅での終日禁煙実施の概要は次の通りです。

| | |
|-----------|---|
| 実施日 | 2003年5月1日(木) |
| 内容 | 駅構内を終日禁煙とし、現在設置してある灰皿を撤去する。 駅構内の飲食店等の一部は除きます。 |
| 対象駅 | 東急線全駅(100駅) 東横線、目黒線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線、 こどもの国線、世田谷線 |
| お客さまへのご案内 | 4月21日(月)から、東急線全駅にポスターを掲出するとともに、 駅の案内放送および車内放送で、5月1日から全駅で終日禁煙を実施する旨をご案内します。 |

(参考)

健康増進法(平成14年法律第103号、平成15年5月1日施行)抜粋

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

以上